

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る
特 例 認 定 申 請 等 の 手 引 き

令和6年12月

福 島 県

目次

<u>I はじめに</u>	1 ページ
<u>II 特例の認定申請、変更認定申請について</u>	2 ページ
<u>III 変更届・廃止届等について</u>	5 ページ
<u>IV 様式集</u>	6 ページ
<u>V 申請書類及び添付書類の記載例</u>	30 ページ
<u>VI 申請書類・添付書類チェックリスト</u>	55 ページ

I はじめに

- ・ この手引きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条の7の規定に基づく、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例について、申請者が認定申請事務を円滑に実施できることを目的に作成したものです。
- ・ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例とは、二以上の事業者（いわゆる親子会社）が、一体的な経営を行っている状況にあり、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分が行える等の基準に適合する旨の都道府県知事等の認定を受けた場合には、当該親子会社は産業廃棄物処理業の許可を受けずに相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができるとした制度です。
- ・ 保管のみで収集、運搬又は処分のいずれも行わない場合は、認定の対象とはなりません。
- ・ 産業廃棄物処理施設（法施行令第7条に規定する施設に限る。）を設置する場合には、産業廃棄物処理施設設置許可を受ける必要があります。また、産業廃棄物指定処理施設（福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第32条に規定する施設に限る。）を設置する場合には、産業廃棄物指定処理施設設置許可を受ける必要があります。

Ⅱ 特例の認定申請、変更認定申請について

1 提出先

申請書の提出先は、申請に係る収集又は運搬を行う事業者の本社、廃棄物に関する業務を行う事務所及び営業所等（以下「事務所等」という。）及び処分を行う場所により、以下のとおりとなります。

(1) 福島県生活環境部産業廃棄物課

産業廃棄物の収集又は運搬に係る申請を行う場合で、収集又は運搬を行う事業者が福島県内に事務所等を有していないが、福島県内で産業廃棄物の積み下ろしを行う場合。

提出先	所在地・連絡先	管轄地域
福島県 生活環境部 産業廃棄物課	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 (西庁舎 10 階) 電話：024-521-7264	福島県以外の都道府県

(2) 各地方振興局 県民環境部（県民部）環境課（県民環境課、県民生活課）

ア 申請に係る収集又は運搬を行う事業者が福島県内に事務所等を有する場合。

イ 申請に係る処分を行う場所が福島県内（福島市、郡山市及びいわき市（以下「中核市」という。）を除く）にある場合。

なお、福島県内で収集、運搬及び処分を行う（処分の場所が複数ある場合を含む。）場合は最初に処分を行う場所を、収集又は運搬を行う事業者が福島県内に複数の事務所等を有する場合は主たる事務所を管轄する地方振興局が提出先になります。

提出先	所在地・連絡先	管轄地域
県北地方振興局 県民環境部 環境課	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 (北庁舎 4 階) 電話：024-521-2722	福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡
県中地方振興局 県民環境部 環境課	〒963-8540 郡山市麓山 1-1-1 電話：024-935-1502	郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡
県南地方振興局 県民環境部 環境課	〒961-0971 白河市昭和町 269 電話：0248-23-1421	白河市 西白河郡 東白川郡
会津地方振興局 県民環境部 環境課	〒965-8501 会津若松市追手町 7-5 電話：0242-29-3908	会津若松市 喜多方市 耶麻郡 河沼郡 大沼郡
南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島 字根小屋甲 4277-1 電話：0241-62-2062	南会津郡
相双地方振興局 県民環境部 環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30 電話：0244-26-1237	南相馬市 相馬市 相馬郡 双葉郡
いわき地方振興局 県民部 県民生活課	〒970-8026 いわき市平字梅本 15 電話：0246-24-6203	いわき市

【注意】

産業廃棄物の収集又は運搬を中核市内又は中核市間のみに于行おうとする場合及び中核市内に当該申請に係る積替え保管施設又は処分若しくは再生施設がある場合は、各市長の認定が必要です。各市にお問い合わせください。

受付窓口	所在地・連絡先	管轄地域
福島市 環境部 廃棄物対策課	〒960-8601 福島市五老内町 3-1 電話：024-529-5266	福島市
郡山市 生活環境部 5R推進課	〒963-8601 郡山市朝日 1-23-7 電話：024-924-2181	郡山市
いわき市 生活環境部 廃棄物対策課	〒970-8686 いわき市平字梅本 21 電話：0246-22-7604	いわき市

2 申請書及び添付書類等

(1) 特例の認定申請

「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書」（規則様式第五号の二）に表1「申請書類 添付チェックリスト」（55、56ページ）に掲げる書類を添付して申請してください。

(2) 特例の変更認定申請

法第12条の7第7項に基づき認定内容の変更をしようとする場合は、変更認定申請が必要となります。

「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書」（規則様式第五号の四）に「認定証の写し」及び「表1に掲げる書類のうち変更する事項に係る書類」を添付して申請してください。

※ 変更認定申請が必要となる変更内容（法第12条の7第2項各号に掲げる事項の変更のうち、法施行規則第8条の38の7に規定する変更の認定を要しない軽微な変更を除く。）

- ・議決権保有割合に関する事項の変更
- ・一体的処理の実施体制に関する事項の変更
- ・当該申請に係る処理を行う産業廃棄物の種類の変更 等

3 提出部数

2部（うち1部は申請者控え）

申請に係る収集又は運搬を行う事業者の事務所又は事業場、処分を行う場所が県内に複数存在し、その所在地が複数の地方振興局の管轄となる場合には、その分の副本を追加してください。

4 申請手数料

申請手数料は、以下の金額を福島県収入証紙で納入してください。

ただし、証紙は申請書に不備がないことを「1 提出先」の担当職員が確認した後で購入してください。

申 請 の 種 類	手数料
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請	147,000 円
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請	134,000 円

5 留意事項

- (1) 特例の認定申請、又は変更認定申請の申請書を提出する際は、必ず事前に「1 提出先」に電話にて御連絡ください。
- (2) 申請等を行政書士に委任する場合は、委任状を添付してください。
- (3) 申請書類・添付書類等は本手引きの様式（A4）を使用してください。
- (4) 所定の様式に書ききれない場合は、別紙を用いるか記載スペースを広げて作成してください。
- (5) 申請書の綴り込みはA4版の二穴あきファイルを使用し、表1に掲げている順番で綴じてください。
- (6) 申請書を複数部提出する場合は、正本以外の申請書類・添付書類は複写（コピー）した書類を使用しても差し支えありません。
- (7) 必要書類の不足・不備がある場合、申請書を受理できない場合があります。
- (8) 申請者のうち収集、運搬又は処分を行う事業者の経営状態が悪い場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

※ 下記に追加書類の例を示しますが、下記以外のケースの場合は個別に担当窓口へご相談ください。なお、審査の過程で必要と認められた場合は、このほかにも追加書類の提出を求める場合があります。

例： 収集又は運搬を行う場合において、直前期の自己資本比率がマイナスであり、かつ直前期の経常損益及び直前3年間の経常損益の平均値が赤字の場合は以下の書類の提出を求めます。

- ・ 今後5年間の事業収支計画書（任意様式）
- ・ 事業収支計画書に基づき中小企業診断士（又は公認会計士）が作成した経営診断書（原因の分析と改善策を盛り込んだ内容として下さい。また、作成者が押印したものとするか、作成者の資格証の写しを添付してください。）

Ⅲ 変更届・廃止届等について

1 変更届

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の7に規定する事項に変更が生じたときは、変更の日から10日（登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日）以内に「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定（変更・廃止）届出書」（規則様式第五号の五）に、「表1に掲げる書類のうち変更する事項に係る書類」を添付して提出してください。

事業の一部を廃止する場合は、「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定（変更・廃止）届出書」（規則様式第五号の五）に一部廃止後の事業内容を記載した書類を添付の上、事業の一部廃止の日から10日以内に提出してください。

2 廃止届

事業の全てを廃止する場合は、「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定（変更・廃止）届出書（規則様式第五号の五）」に「認定証」を添付の上、事業の廃止の日から10日以内に提出してください。

3 変更の認定、変更の届出又は廃止の届出に係る通知

福島県以外の都道府県等でも特例の認定を受けていて、福島県以外の都道府県等で変更の認定、変更の届出又は廃止の届出を行った場合は、遅滞なく変更等の内容について「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定（変更認定・変更・廃止）の通知書」（様式4）により当県に通知してください。

4 当該認定に係る産業廃棄物の処理に関する報告

当該認定を受けた事業者は、共同して、毎年6月30日までに前年度の当該認定に係る産業廃棄物の処理に関し、「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書（規則様式第五号の七）」を提出してください。

5 届出先

変更届、廃止届並びに変更の認定、変更の届出又は廃止の届出に係る通知の届出先については、Ⅱ 1 提出先と同様とします。

IV 様式集

- 1 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書（規則様式第五号の二）
・・・ 7 ～ 9 ページ
- 2 申請書添付資料（様式 1）
・・・ 10 ～ 18 ページ
- 3 誓約書（様式 2）
・・・ 19 ページ
- 4 申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法（規則様式第五号の三）
・・・ 20 ページ
- 5 運搬車両・船舶の写真、運搬容器等の写真（様式 3）
・・・ 21, 22 ページ
- 6 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書（規則様式第五号の四）
・・・ 23, 24 ページ
- 7 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定（変更・廃止）届出書（規則様式第五号の五）
・・・ 25, 26 ページ
- 8 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定（変更認定・変更・廃止）の通知書（様式 4）
・・・ 27 ページ
- 9 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書（規則様式第五号の七）
・・・ 28, 29 ページ

規則様式第五号の二（第八条の三十八の四関係）

（第 1 面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書 年 月 日 福島県知事 殿 申請者 住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号 住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 7 第 1 項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
申請に係る収集、運搬又は処分の範囲（収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	
申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域（他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。）	
※事務処理欄	

(第2面)

統括して管理する事業者		
(ふりがな) 名 称		
収集、運搬又は処分を行う事業者		
(ふりがな) 名 称		
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設（積替え又は保管の場所を含む。施設ごとに概要を記載すること。）		
申請者のうちいずれか一の事業者（統括して管理する事業者）が保有する他の全ての事業者の議決権保有割合		
議決権を保有する一の事業者の名称		
他 の 全 て の 事 業 者 の 名 称	当該一の事業者が保有する議決権保有割合	
統括して管理する事業者の役員又は職員の派遣状況（統括して管理する事業者が他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。）		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
	派 遣 先 名 称	派 遣 先 住 所
	派 遣 先 役 職	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の5以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者(統括して管理する事業者について、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の口数又は 額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の口数若 しくは出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

連絡先

名 称
部署名
住 所
担当者の氏名
電話番号

※手数料欄

(日本産業規格 A列4番)

様式 1

1 事業計画の概要

(1) 事業の全体計画（変更認定申請時には変更部分を明確にして記載すること）

(2) 申請に係る（特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容（第八条の三十八の五第四項一
号イ、ト、リ(1)関係）

	(特別管理)産業 廃棄物の種類	申請に係る処理を 行う事業者の名称	申請に係る 処理の内容	年間 処理量	予定排出事業場の名称 及び所在地	申請に係る収集運搬を行う場合の 予定運搬先の名称及び所在地
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

2 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（第八条の三十八の五第四項一号ロ関係）

※ 事業場ごとに産業廃棄物の排出、収集、運搬（積替え保管の有無）、中間処理及び最終処分までの行程を示すこと。

3 運搬施設（第八条の三十八の五第四項一号二関係）

申請に係る収集運搬を行う事業者の名称：_____

(1) 運搬車両・船舶一覧					
	車体の形状 又は船舶名称	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は 使用者	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※付近の見取り図を添付すること			
(2) その他の運搬施設					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		

4 積替え保管施設（第八条三十八の五第四項一号へ関係）

申請に係る収集運搬を行う事業者の名称：_____

番号	産業廃棄物の種類	所在地	面積	保管上限	保管高さ の上限 (屋外)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 積替え保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること

※ 保管高さの上限（屋外）は、屋外で容器を用いないで保管する場合に記載すること

5 処分施設（第八条の三十八の五第四項一号亦関係）

申請に係る処理を行う事業者の名称：

[illegible]

6 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取得状況（第八条の三十八の五第四項一号チ関係）

取得事業者				
都道府県	許可番号	許可の	許可の	業務の
政令市名		年月日	期 限	区 分

備考 ・申請中の場合は申請年月日を記載してください。

7 産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物の種類、性状、処理方法及び数量（第八条の三十八の五第四項一号ハ、リ（2）関係）

処理後物の種類、性状	搬出者	搬出先の名称・所在地	処理方法	数量
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			

8 再生品の種類ごとの数量（第八条の三十八の五第四項一号リ（3）関係）

再生品の種類	数 量	再生品の種類	数 量

9 熱回収量（第八条の三十八の五第四項一号リ（4）関係）

--

10 申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制(第八条の三十八の五第四項一号ヌ関係)

11 申請に係る収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項
(第八条の三十八の五第四項一号ヲ関係)

※ 委託契約書の写し又は委託契約書案、委託先の許可証の写しを添付してください。

(1) 受託者と締結する委託契約の内容

(2) 受託者に交付する管理票に関する事項

- 1 2 申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容
(第八条の三十八の五第四項一号ル関係)

※ 施設配置図を添付してください。

誓 約 書

申請者のうち当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからニまで及びへに該当しない者であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 38 の 3 第 8 号に適合する者であることを誓約します。

年 月 日

福島県知事 様

申請者

住所

名称

代表者の氏名

電話番号

規則様式第五号の三（第八条の三十八の五第五項関係）

（第1面）

申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額 及びその資金の調達方法	
内 訳	金 額（千円）
資 金 の 総 額	
土 地	
事 務 所	
収集運搬車両	
積替保管施設	
処 理 施 設	
調 達 方 法	自 己 資 金
	借 入 金
	（借入先名）
	そ の 他
	増 資
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること	

（日本産業規格 A列4番）

様式3（第八条の三十八の五第四項第七号関係）

運搬車両・船舶の写真

自動車登録番号又は車両番号			
船舶名			
前 面 写 真	注意事項 ・写真はカラーとすること。 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 ・船舶の斜め前から撮影すること。		
	注意事項 ・写真はカラーとすること ・車両の側面（真横・全体）を撮影すること。 ・船舶の産業廃棄物を積み込む場所を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。		
側 面 写 真			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・写真はカラーとすること。 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・写真はカラーとすること。 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

規則様式第五号の四（第八条の三十八の六関係）

（第1面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書 年 月 日 福島県知事 殿 申請者 住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号 住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 7 第 7 項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
認定の年月日及び認定番号（他の都道府県知事等の認定を受けている場合は、当該認定の年月日及び認定番号）	年 月 日 第 号 （都道府県等名： 年 月 日 第 号）
認定に係る処理の範囲（収集又は運搬にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変更後の処理の開始予定年月日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	

(第2面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「申請者」には、認定を受けた者（変更の認定を受けようとする者）のすべてを記載すること。
- 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。変更に係る収集、運搬又は処分の用に供する施設がある場合は、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要を記載すること。

連絡先

名 称

部署名

住 所

担当者の氏名

電話番号

※手数料欄

(日本産業規格 A列4番)

規則様式第五号の五（第八条の三十八の八、第八条の三十八の十関係）

(第 1 面)

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定（変更・廃止）届出書

年 月 日

福島県知事 殿

届出者

住 所

名 称

代表者の氏名

電話番号

住 所

名 称

代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け第 号で認定を受けた二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例に係る以下の事項について（変更・廃止）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第12条の7第9項・施行令第6条の7の2）の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更した事項(規則第8条の38の5第2項第4号に掲げる事項を除く。)又は廃止した事項の内容		

変更した事項の内容(規則第8条の38の5第2項第4号に掲げる事項)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

変更又は廃止の理由

(第2面)

備考 1 この届出書は、変更又は廃止の日から10日（登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日）以内に提出すること。 2 「届出者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
連絡先 名 称 部署名 住 所 担当者の氏名 電話番号

(日本産業規格A列4番)

様式 4（第八条の三十八の六、第八条の三十八の八、第八条の三十八の十関係）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定（変更認定・変更・廃止）
の通知書

年 月 日

福島県知事

殿

通知者

住 所
名 称
代表者の氏名
電話番号

住 所
名 称
代表者の氏名
電話番号

年 月 日付け第 号で認定を受けた二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る
特例に係る以下の事項について、別紙写しのとおり、（届出した自治体名）において（変更認定・
変更・廃止）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（第 8 条の38の 6 第 3 項・
第 8 条の38の 8 第 3 項・第 8 条の38の10第 3 項）の規定により通知します。

備 考

- 1 「通知者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。
- 2 届出した自治体の変更認定書又は届出書の写しを添付すること。

規則様式第五号の七（第八条の三十八の十一関係）

（第 1 面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書

年 月 日

福島県知事 殿

報告者

住 所

名 称

代表者の氏名

電話番号

住 所

名 称

代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 38 の 11 の規定に基づき、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る 年度の処理状況を報告します。

認定の年月日及び認定番号
（他の都道府県知事等の認定を受けている場合は、当該認定の年月日及び認定番号）

年 月 日 第 号
（都道府県等名： 年 月 日 第 号）

収集、運搬又は処分を行った産業廃棄物の種類ごとの数量

産業廃棄物の種類	処理した量
	t
	t
	t
	t
	t
	t
合 計	t

(第2面)

処分に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量		
廃棄物の種類	生じた量	
	t	
	t	
	t	
合 計	t	

再生品の種類ごとの数量		
再生品	生じた量	
	t	
	t	
	t	
合 計	t	

熱回収により得られた熱量		
熱回収の方法	熱 量	計算方法
	kcal	
	kcal	
合 計	kcal	

（当該認定に係る産業廃棄物の処理を当該二以上の事業者以外の者に委託した場合にあっては、委託の内容及び委託量並びに適正な処理を確保するために行った措置）

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「報告者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。
- 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

連絡先

名 称

部署名

住 所

担当者の氏名

電話番号

(日本産業規格 A列4番)

V 申請書類及び添付書類の記載例

- 1 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書（規則様式第五号の二）
・・・ 31～34 ページ
- 2 申請書添付資料（様式 1）
・・・ 35～43 ページ
- 3 誓約書（様式 2）
・・・ 44 ページ
- 4 申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法（規則様式第五号の三）
・・・ 45 ページ
- 5 運搬車両・船舶の写真、運搬容器等の写真（様式 3）
・・・ 46, 47 ページ
- 6 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書（規則様式第五号の四）
・・・ 48, 49 ページ
- 7 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定（変更・廃止）届出書（規則様式第五号の五）
・・・ 50, 51 ページ
- 8 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定（変更認定・変更・廃止）の通知書（様式 4）
・・・ 52 ページ
- 9 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書（規則様式第五号の七）
・・・ 53, 54 ページ

規則様式第五号の二（第八条の三十八の四関係）

（第1面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書

令和〇〇年 〇月 〇日

福島県知事 殿

申請者

住 所 福島県福島市〇〇1丁目2番3号

名 称 〇〇株式会社

代表者の氏名 代表取締役 福島太郎

電話番号 024-〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 福島県伊達市△△4丁目5番6号

名 称 〇〇環境株式会社

代表者の氏名 代表取締役 福島二郎

電話番号 024-△△△-△△△△

認定を受けようとする全ての事業者を記載してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	<産業廃棄物> ①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず （これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） <特別管理産業廃棄物> ①廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、②廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
申請に係る収集、運搬又は処分の範囲（収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	【収集運搬】 <産業廃棄物> ①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず （これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

	<特別管理産業廃棄物> ①廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、②廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 【積替え保管】 ①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず （これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 【処分（破砕）】 ①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず （これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域（他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。）	福島県、〇〇県
※事務処理欄	

(第2面)

統括して管理する事業者		
(ふりがな) 名 称	(まるまるかぶしきがいしゃ) 〇〇株式会社	
収集、運搬又は処分を行う事業者		
(ふりがな) 名 称	(まるまるかんきょうかぶしきがいしゃ) 〇〇環境株式会社	
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設（積替え又は保管の場所を含む。施設ごとに概要を記載すること。）	【積替え保管】 福島県伊達市〇〇7丁目89番地 【処分 破碎】 福島県伊達市〇〇10番地	
申請者のうちいずれか一の事業者（統括して管理する事業者）が保有する他の全ての事業者の議決権保有割合		
議決権を保有する一の事業者の名称	〇〇株式会社	
他 の 全 て の 事 業 者 の 名 称	当該一の事業者が保有する議決権保有割合	
〇〇環境株式会社	〇〇株式会社 100%	
統括して管理する事業者の役員又は職員の派遣状況（統括して管理する事業者が他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
	派 遣 先 名 称	派 遣 先 住 所
	派 遣 先 役 職	
(ふくしまじろう) 福島二郎	昭和〇年〇月〇日	福島県福島市〇〇11丁目12番地
	取締役	福島県福島市〇〇11丁目12番地
	〇〇環境株式会社	福島県伊達市△△4丁目5番6号
	代表取締役	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の5以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者(統括して管理する事業者について、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	10,000株		出資の口数又は 額	1億円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の口数若 しくは出資の金額	本	籍
		割 合	住	所
(まゐるしょうけんかふしきがいしゃ) 〇〇証券株式会 社	代表取締役 東京太郎	2,500株 25%	東京都〇〇区〇〇1丁目2番3号	
(まゐるぎんこうかふしきがいしゃ) 〇〇銀行株式会 社	代表取締役 福島花子	2,000株 20%	福島県福島市△△7丁目8番9号	
(ふくしまたろう) 福 島 太 郎	S62.4.2	500株 5%	福島県福島市□□1丁目2番	

親会社の株主、出資者
について記載してく
ださい。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

連絡先

名 称 〇〇株式会社
部署名 環境部総務課
住 所 福島県福島市〇〇1丁目2番3号
担当者の氏名 福島桃子
電話番号 024-〇〇〇-〇△×□

※手数料欄

(日本産業規格 A列4番)

様式 1

1 事業計画の概要

(1) 事業の全体計画（変更認定申請時には変更部分を明確にして記載すること）

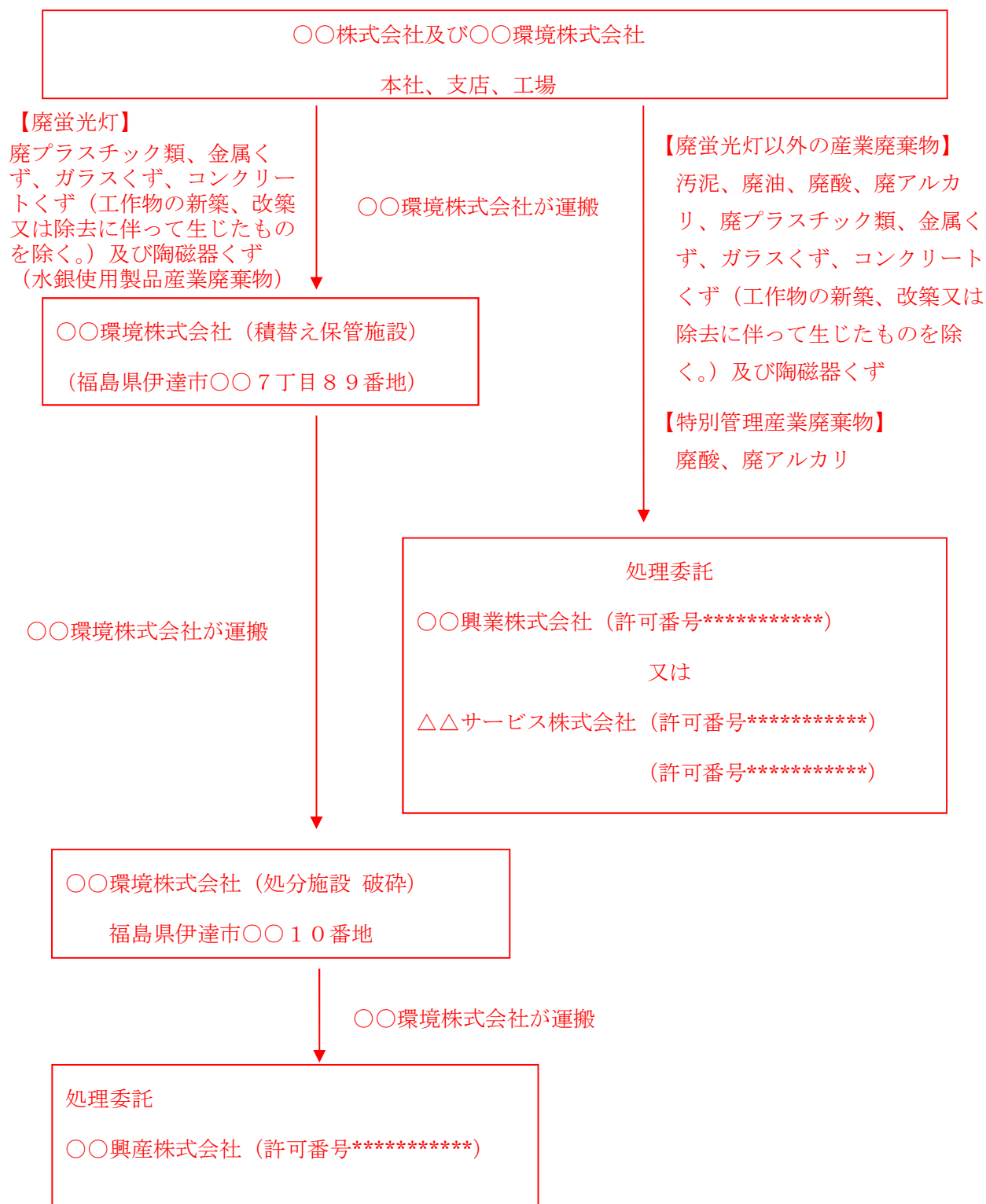
- ・ ○○株式会社から排出される産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち、石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)) について、○○環境株式会社が収集運搬を行う。
- ・ ○○株式会社及び○○環境株式会社から排出される産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物であるもの））については、○○環境株式会社が収集運搬し、○○環境株式会社の積替え保管施設での積替え保管の後、○○環境株式会社の処分施設で破砕を行う。
- ・ ○○株式会社及び○○環境株式会社から排出される特別管理産業廃棄物（廃酸、廃アルカリ）については、○○環境株式会社が収集運搬を行う。

(2) 申請に係る（特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容（第八条の三十八の五第四項一号イ、ト、リ(1)関係）

	(特別管理)産業廃棄物の種類	申請に係る処理を行う事業者の名称	申請に係る処理の内容	年間処理量	予定排出事業場の名称及び所在地	申請に係る収集運搬を行う場合の予定運搬先の名称及び所在地
1	汚泥	○○環境株式会社	収集運搬 (積替え保管なし)	○○t	○○株式会社 福島県福島市○○1丁目2番3号	○○興業株式会社 福島県福島市・・・
2	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
3	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物）	○○環境株式会社	収集運搬 (積替え保管あり)	○○t	○○株式会社 福島県福島市○○1丁目2番3号	○○環境株式会社 福島県伊達市・・・
4	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
5	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物）	○○環境株式会社	処分(破砕)	○○t	○○株式会社 福島県福島市○○1丁目2番3号	—
6	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
7	廃酸 (特別管理産業廃棄物)	○○環境株式会社	収集運搬 (積替え保管なし)	○○t	○○株式会社 福島県福島市○○1丁目2番3号	△△サービス株式会社 福島県福島市・・・

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

2 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（第八条の三十八の五第四項一号ロ関係）



3 運搬施設（第八条の三十八の五第四項一号二関係）

申請に係る収集運搬を行う事業者の名称：〇〇環境株式会社

(1) 運搬車両・船舶一覧					
	車体の形状 又は船舶名称	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は 使用者	備 考
1	バン	福島〇〇あ〇〇〇	〇〇	〇〇環境(株)	所有
2	バン	福島〇〇い〇〇〇	〇〇	〇〇環境(株)	所有
3	バン	福島〇〇う〇〇〇	〇〇	〇〇環境(株)	所有
4	清掃車	福島〇〇え〇〇〇	〇〇	〇〇環境(株)	所有
5	タンク車	福島〇〇お〇〇〇	〇〇	〇〇環境(株)	使用权
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		福島県伊達市△△4丁目5番6号			
駐車場の所在地		福島県福島市〇〇7丁目89番地			
(2) その他の運搬施設					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		
プラスチック容器	廃酸、廃アルカリ	20L、40L	特管含む		
廃蛍光灯用段プラ ケース	廃プラスチック類、金属く ず、ガラスくず、コンクリ ートくず（工作物の新築、 改築又は除去に伴って生 じたものを除く。）及び陶 磁器くず（廃蛍光灯 水銀 使用製品産業廃棄物）	20本			
オープンドラム	汚泥	200L			
クローズドドラム	廃油	200L			
フレコンバック	廃プラスチック類	1m ³			

4 積替え保管施設（第八条の三十八の五第四項一号へ関係）

申請に係る収集運搬を行う事業者の名称：〇〇環境株式会社

番号	産業廃棄物の種類	所在地	面積	保管上限	保管高さの上限 (屋外)
1	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物）	福島県伊達市〇〇7丁目89番地	〇〇m ²	1. 5 m ³	なし
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 積替え保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること

※ 保管高さの上限（屋外）は、屋外で容器を用いないで保管する場合に記載すること

5 処分施設（第八条の三十八の五第四項一号関係）

申請に係る処理を行う事業者の名称：〇〇環境株式会社

[illegible]

6 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取得状況（第八条の三十八の五第四項一号チ関係）

取得事業者				
都道府県 政令市名	許可番号	許可の 年月日	許可の 期 限	業務の 区 分
〇〇環境株式会社				
福島県	0 0 7 0 7 〇 〇 〇 〇 〇 〇	令和〇年〇月 〇日	令和〇年〇月 〇日	収集運搬
〇〇環境株式会社				
福島県	0 0 7 5 7 〇 〇 〇 〇 〇 〇	令和〇年〇月 〇日	令和〇年〇月 〇日	収集運搬
〇〇環境株式会社				
福島県	0 0 7 2 7 〇 〇 〇 〇 〇 〇	令和〇年〇月 〇日	令和〇年〇月 〇日	処分業
〇〇環境株式会社				
〇〇県 許可申請中 申請日：令和〇年〇月〇 日	—	—	—	収集運搬

備考 ・申請中の場合は申請年月日を記載してください。

7 産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物の種類、性状、処理方法及び数量（第八条の三十八の五第四項一号ハ、リ（2）関係）

処理後物の種類、性状	搬出者	搬出先の名称・所在地	処理方法	数量
廃プラスチック類	自己・他社	〇〇興産株式会社	〇〇	〇〇 t
金属くず	自己・他社	〇〇興産株式会社	〇〇	〇〇 t
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	自己・他社	〇〇興産株式会社	〇〇	〇〇 t
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			

8 再生品の種類ごとの数量（第八条の三十八の五第四項一号リ（3）関係）

再生品の種類	数 量	再生品の種類	数 量
なし			

9 熱回収量（第八条の三十八の五第四項一号リ（4）関係）

なし

1 0 申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制(第八条の三十八の五第四項一号ヌ関係)

産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制

〇〇株式会社が、認定申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する。
統括管理を行う担当部課は、〇〇株式会社環境部総務課とする。

1 1 申請に係る収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあつては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項
(第八条の三十八の五第四項一号ヲ関係)

※ 委託契約書の写し又は委託契約書案、委託先の許可証の写しを添付してください。

(1) 受託者と締結する委託契約の内容

委託契約書(案)は別添のとおり

(2) 受託者に交付する管理票に関する事項

管理票交付者は、〇〇株式会社及び〇〇環境株式会社の二社連名とする。

〇〇株式会社本社は環境部総務課、〇〇支店は総務課の社員が交付担当者となる。

〇〇環境株式会社本社は総務部総務課、〇〇工場は庶務課の社員が交付担当者となる。

1 2 産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあつては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容（第八条の三十八の五第四項一号ル関係）

※ 施設配置図を添付してください。

積替え保管施設では、施設配置図のとおり、既存の廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）の保管場所〇㎡の横に仕切りを設けて特例認定用の〇㎡の廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）の保管場所を新たに設置する。

処分施設では、施設配置図のとおり、既存の処理前廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）の保管場所〇㎡の横に仕切りを設けて特例認定用の〇㎡の処理前廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）の保管場所を新たに設置する。

破碎処理については、毎週金曜日の午後 4 時から午後 5 時までを特例認定用の廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）を専用時間帯として処理を行う。

処理後はオープンドラムに入れ、蓋をした状態で搬出まで施設内で保管する。

処理後物の保管場所は、施設配置図のとおり、現在、〇〇㎡の内にオープンドラム 10 本保管できるが、その内の 1 本分に仕切りを設けて特例認定用の処理後物の保管場所〇㎡とその他の保管場所〇㎡とする。

誓 約 書

申請者のうち当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからニまで及びへに該当しない者であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の3第8号に適合する者であることを誓約します。

令和〇〇年 〇月 〇日

福島県知事 様

産業廃棄物の収集・運搬又は処分を行う事業者について記載してください。

申請者

住所 福島県伊達市△△4丁目5番6号

名称 〇〇環境株式会社

代表者の氏名 福島二郎

電話番号 024-△△△-△△△

規則様式第五号の三（第八条の三十八の五第五項関係）

（第1面）

申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額 及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額（千円）	
資 金 の 総 額		
土 地		
事 務 所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
処理施設		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	（借入先名）	
	そ の 他	既存の車両及び施設を使用するため、新たな設備投資は行わない。
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

（日本産業規格 A列4番）

様式 3 (第八条の三十八の五第四項第七号関係)

運搬車両・船舶の写真

自動車登録番号又は車両番号		福島〇〇あ〇〇〇	
船舶名			
前 面 写 真	注意事項 ・写真はカラーとすること。 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 ・船舶の斜め前から撮影すること。		
	側 面 写 真 注意事項 ・写真はカラーとすること。 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・船舶の産業廃棄物を積み込む場所を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物 収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が 表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 写真も添付すること。		
		撮影	令和〇〇年 〇月〇日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	プラスチック容器	用途	廃酸、廃アルカリ
注意事項 ・写真はカラーとすること。 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	令和〇〇年 〇月〇日

運搬容器等の名称	蛍光灯用容器	用途	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物）
注意事項 ・写真はカラーとすること。 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	令和〇〇年 〇月〇日

規則様式第五号の四（第八条の三十八の六関係）

（第 1 面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書

令和〇〇年 〇月 〇日

福島県知事 殿

申請者

住 所 福島県伊達市〇〇 1 丁目 2 番 3 号

名 称 〇〇株式会社

代表者の氏名 代表取締役 福島太郎

電話番号 0 2 4 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

住 所 福島県伊達市△△ 4 丁目 5 番 6 号

名 称 〇〇環境株式会社

代表者の氏名 代表取締役 福島二郎

電話番号 0 2 4 - △△△ - △△△△

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 7 第 7 項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

認定の年月日及び認定番号（他の都道府県知事等の認定を受けている場合は、当該認定の年月日及び認定番号）

令和〇〇年〇月〇日 第 0 0 7 S * * * * 号
（〇〇県：令和〇〇年〇月〇日 第 * * * * S * * * * 号）

認定に係る処理の範囲（収集又は運搬にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

【収集運搬】
＜産業廃棄物＞
①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず ⑧ばいじん
（これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
＜特別管理産業廃棄物＞
①廃酸（水素イオン濃度指数 2. 0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、②廃アルカリ（水素イオン濃度指数 1 2. 5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

【積替え保管】
①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたも

	のを除く。)及び陶磁器くず (これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 【処分(破砕)】 ①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
変 更 の 内 容	収集運搬する産業廃棄物の種類にばいじんを追加
変 更 の 理 由	業務効率化のため
変更後の処理の開始予定年月日	令和〇〇年 〇月 〇日
※ 事 務 処 理 欄	

(第2面)

備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 「申請者」には、認定を受けた者(変更の認定を受けようとする者)のすべてを記載すること。 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。変更に係る収集、運搬又は処分の用に供する施設がある場合は、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要を記載すること。	
連絡先 名 称 〇〇株式会社 部署名 環境部総務課 住 所 福島県福島市〇〇1丁目2番3号 担当者の氏名 福島桃子 電話番号 024-〇〇〇-〇△×□	
※手数料欄	

(日本産業規格 A列4番)

規則様式第五号の五（第八条の三十八の八、第八条の三十八の十関係）

（第1面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定（変更・廃止）届出書

令和〇〇年 〇月 〇日

福島県知事 殿

届出者

住 所 福島県福島市〇〇1丁目2番3号

名 称 〇〇株式会社

代表者の氏名 代表取締役 福島太郎

電話番号 024-〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 福島県伊達市△△4丁目5番6号

名 称 〇〇環境株式会社

代表者の氏名 代表取締役 福島二郎

電話番号 024-△△△-△△△△

令和〇〇年△月〇日付け第007S****号で認定を受けた二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例に係る以下の事項について（変更・廃止）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第12条の7第9項、施行令第6条の7の2）の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更した事項(規則第8条の38の5第2項第4号に掲げる事項を除く。)又は廃止した事項の内容	〇〇株式会社の〇〇環境会社議決権保有割合 85%	〇〇株式会社の〇〇環境会社議決権保有割合 100%

変更した事項の内容(規則第8条の38の5第2項第4号に掲げる事項)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名 ・ 呼 称	本 籍 住 所
福島三郎	昭和△年△月△日 取締役	福島県伊達市〇〇1丁目2番地3 福島県伊達市〇〇1丁目2番地3

変更又は廃止の理由

組織変更のため

(第2面)

備考	
1	この届出書は、変更又は廃止の日から10日（登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日）以内に提出すること。
2	「届出者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。
3	各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
連絡先	
名 称	〇〇株式会社
部署名	環境部総務課
住 所	福島県福島市〇〇1丁目2番3号
担当者の氏名	福島桃子
電話番号	024-〇〇〇-〇△×□

(日本産業規格A列4番)

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定（変更認定・変更・廃止）
の通知について

令和〇〇年 〇月 〇日

福島県知事

殿

通知者

住 所 福島県福島市〇〇1丁目2番3号
名 称 〇〇株式会社
代表者の氏名 代表取締役 福島太郎
電話番号 024-〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 福島県伊達市△△4丁目5番6号
名 称 〇〇環境株式会社
代表者の氏名 代表取締役 福島二郎
電話番号 024-△△△-△△△△

令和〇〇年〇月〇日付け第007S****号で認定を受けた二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例に係る以下の事項について、別紙写しのとおり、☆☆府において（変更認定・変更・廃止）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（第8条の38の6第3項・第8条の38の8第3項・第8条の38の10第3項）の規定により通知します。

備 考

- 1 「通知者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。
- 2 届出した自治体の変更認定書又は届出書の写しを添付すること。

規則様式第五号の七（第八条の三十八の十一関係）

（第 1 面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書 令和〇〇年 〇月 〇日															
福島県知事 殿															
報告者 住 所 福島県福島市〇〇 1 丁目 2 番 3 号 名 称 〇〇株式会社 代表者の氏名 代表取締役 福島太郎 電話番号 0 2 4 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 住 所 福島県伊達市△△ 4 丁目 5 番 6 号 名 称 〇〇環境株式会社 代表者の氏名 代表取締役 福島二郎 電話番号 0 2 4 - △△△ - △△△△															
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 38 の 11 の規定に基づき、 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る令和〇〇年度の処理状 況を報告します。															
認定の年月日及び認定番号 （他の都道府県知事等の認定 を受けている場合は、当該認 定の年月日及び認定番号）	令和〇〇年 〇月 〇日 第 0 0 7 S * * * * 号 （〇〇県：令和△△年 △月 △日 第 * * * S * * * 号）														
収集、運搬又は処分を行った産業廃棄物の種類ごとの数量															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">産業廃棄物の種類</th> <th style="text-align: center;">処理した量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td style="text-align: right;">〇〇 t</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td style="text-align: right;">〇〇 t</td> </tr> <tr> <td>ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず</td> <td style="text-align: right;">〇〇 t</td> </tr> <tr> <td>特管 廃酸</td> <td style="text-align: right;">〇〇ℓ</td> </tr> <tr> <td>特管 廃アルカリ</td> <td style="text-align: right;">〇〇ℓ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">〇〇 t、〇〇ℓ</td> </tr> </tbody> </table>	産業廃棄物の種類	処理した量	廃プラスチック類	〇〇 t	金属くず	〇〇 t	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	〇〇 t	特管 廃酸	〇〇ℓ	特管 廃アルカリ	〇〇ℓ	合 計	〇〇 t、〇〇ℓ	
産業廃棄物の種類	処理した量														
廃プラスチック類	〇〇 t														
金属くず	〇〇 t														
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	〇〇 t														
特管 廃酸	〇〇ℓ														
特管 廃アルカリ	〇〇ℓ														
合 計	〇〇 t、〇〇ℓ														

(第2面)

処分に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量		
廃棄物の種類	生じた量	
廃プラスチック類	〇〇 t	
金属くず	〇〇 t	
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	〇〇 t	
合 計	〇〇〇 t	

再生品の種類ごとの数量	
再生品	生じた量
なし	t
合 計	t

熱回収により得られた熱量		
熱回収の方法	熱 量	計算方法
なし	kcal	
合 計	kcal	

（当該認定に係る産業廃棄物の処理を当該二以上の事業者以外の者に委託した場合にあっては、委託の内容及び委託量並びに適正な処理を確保するために行った措置）

1 委託の内容及び委託量については別紙委託契約書写しのとおり。

2 委託量（t/年、又はL/年）

廃棄物の種類	委託量
廃プラスチック類	〇〇 t
金属くず	〇〇 t
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	〇〇 t
（特別管理産業廃棄物） 廃酸	〇〇ℓ
（特別管理産業廃棄物） 廃アルカリ	〇〇ℓ

3 適正な処理を確保するために行った措置

〇月〇日に委託した処理業者の実地調査を行い、処理が適正に行われていることを確認した。

備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「報告者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。

3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

連絡先

名 称 〇〇株式会社

部署名 環境部総務課

住 所 福島県福島市〇〇1丁目2番3号

担当者の氏名 福島桃子

電話番号 024-〇〇〇-〇△×□

(日本産業規格 A列4番)

Ⅵ 申請書類・添付書類チェックリスト

表1 特例の認定申請

対象 ○：全事業者 ●：親会社 ○：収集、運搬又は処分を行う事業者 △：全子会社

	申請書類・添付書類	対象	指定様式	☑
1	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書	○	規則様式 第五号の二	☐
2	事業計画の概要を記載した書類	○	様式1	☐
3	定款又は寄付行為の写し(奥書証明を付すこと)	○	—	☐
4	法人の登記事項全部証明書(履歴事項全部証明書)*1	○	—	☐
5	子会社の株主名簿(これに準ずるものを含む。)	△	—	☐
6	子会社(100%出資子会社を除く)に役員又は職員を派遣していることを示す書類(例：派遣協定書、発令通知の写しなど)	●	—	☐
7	子会社(100%出資子会社を除く)を分社化したことを示す書類(例：法人の登記事項全部証明書、分社化を議決した議事録の写しなど)	●	—	☐
8	当該申請に係る他都道府県等の特例認定証の写し	○	—	☐
【収集、運搬又は処分を行う事業者に関する書類】				
9	許可証の写し(収集運搬業、処分業、施設の許可を受けている場合)	○	—	☐
10	役員・株主*2・政令使用人名簿	○	—	☐
11	役員等及び令第6条の10に規定する使用人の住民票の写し、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、又は役員等が法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)*1*3	○	—	☐
12	(使用人がある場合)使用人であることが分かる書類 (使用人の権限を有していることを証する書類及び使用人が支店の代表者等であることが分かる組織図等)	○	—	☐
13	誓約書	○	様式2	☐
【財政能力に関する書類】				
14	開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	○	規則様式 第五号の三	☐
15	貸借対照表(単独決算、直近3年分)	○	—	☐
16	損益計算書(単独決算、直近3年分)	○	—	☐
17	株主資本等変動計算書(単独決算、直近3年分)	○	—	☐
18	個別注記表(単独決算、直近3年分)	○	—	☐
19	法人税の納税証明書(直近3年分)*1	○	—	☐
【技術的能力に関する書類】				
20	講習会修了証の写し(収集運搬業、処分業、施設の許可を受けていない場合)	○	—	☐
【施設に関する書類】				
21	自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項等の写し (使用権限を有していることが分からない場合は、賃貸借契約書、使用承諾書等も添付してください。)	○	—	☐
22	船舶の使用権限を証明する書類(船舶を使用する場合)	○	—	☐
23	運搬車両・船舶の写真	○	様式3	☐
24	運搬容器等の写真	○	様式3	☐
25	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図	○	—	☐

26	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設の所有権を証する書類（例：不動産登記の登記事項証明書、賃貸借契約書等の写し）	○	—	☐
27	主たる事務所の付近の位置図及び見取り図	○	—	☐
28	運搬車両がある場合、駐車場の見取り図及び配置図	○	—	☐
29	運搬車両がある場合、駐車場に使用する土地の登記事項証明書*1 （土地の所有権を有していない場合は、土地の賃貸借契約書等の写しを添付してください）	○	—	☐
30	返信用封筒（定形外封筒に簡易書留に必要な切手を貼ったもの等） （福島県産業廃棄物課に申請書を送付する場合）	—	—	☐

*1：申請日より3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

*2：発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者を指します。

*3：会計監査人について、公認会計士にあっては住民票及び登記されていないことの証明書、監査法人にあっては履歴事項全部証明書を添付願います。

表2 特例の変更認定申請

	申請書類・添付書類	指定様式	☒
1	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書	規則様式 第五号の四	☐
2	認定証の写し	—	☐
3	表1に掲げる書類のうち変更する事項に係る書類	—	☐

表3 変更届

	届出書・添付書類	指定様式	☒
1	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書変更（廃止）届出書	規則様式 第五号の五	☐
2	表1に掲げる書類のうち変更する事項に係る書類	—	☐
	○当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更の場合		
	法人の登記事項全部証明書（履歴事項全部証明書）	—	☐
	定款又は寄付行為の写し（奥書証明を付すこと）	—	☐
	認定証の写し	—	☐
	○当該二以上の事業者全てについての議決権保有割合に関する事項の変更の場合		
	子会社の株主名簿（これに準ずるものを含む。）	—	☐
	○当該二以上の事業者に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実施体制に関する事項の変更の場合		
	当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する事業者の名称の変更の場合		
	法人の登記事項全部証明書（履歴事項全部証明書）	—	☐
	定款又は寄付行為の写し（奥書証明を付すこと）	—	☐
	当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業者の名称の変更の場合		
	法人の登記事項全部証明書（履歴事項全部証明書）	—	☐
	定款又は寄付行為の写し（奥書証明を付すこと）	—	☐
	許可証の写し（収集運搬業、処分業、施設の許可を受けている場合）	—	☐

表 4 廃止の届出

	届出書・添付書類	指定様式	☒
1	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書変更（廃止）届出書	規則様式 第五号の五	☐
2	認定証	—	☐

表 5 変更の認定、変更の届出または廃止の届出に係る通知

	通知書・添付書類	指定様式	☒
1	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定通知書	様式 4	☐
2	他自治体に提出した変更認定証又は届出の写し	—	☐

表 6 認定に係る産業廃棄物の処理に関する報告

	報告書	指定様式	☒
1	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書	規則様式 第五号の七	☐